

議案第 2 1 号

北本市建築基準法等関係手数料条例の制定について

北本市建築基準法等関係手数料条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 0 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市建築基準法等関係手数料条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号。以下「長期優良住宅法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号。以下「低炭素化促進法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号。以下「建築物省エネ法」という。）の規定に基づく手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納付)

第 2 条 市長（市長の命ずる建築主事及び建築副主事を含む。）に対して申請等をしようとする者は、別表第 1 から別表第 4 までに定めるところにより、手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の金額は、特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につきそれぞれ定める額とする。

(納付の時期等)

第3条 手数料は、申請等のとき納付しなければならない。

2 手数料の納付後において申請等のあった事項を変更し、又はこれらを取り消すことがあっても既に納付した手数料は還付しない。

(郵便による送付)

第4条 郵便により証明書その他の書類の送付を請求する者は、第2条に規定する手数料のほか、郵送料を納めて送付を求めることができる。

(手数料の減免)

第5条 次のいずれかに該当するものに係る手数料については、別表第1第1項から第10項まで並びに別表第4第1項、第2項及び第7項に定める手数料の2分の1に相当する額を減額する。

(1) 総合的設計による一団地の住宅施設の用に供する建築物、建築設備又は工作物（以下この項及び次項において「建築物等」という。）

(2) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校をいう。）又は公営住宅の用に供する建築物等

(3) 地方公共団体が公用又は公共の用に供する建築物等

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める建築物等

2 次のいずれかに該当するものに係る手数料については、別表第1第1項から第10項まで並びに別表第4第1項、第2項及び第7項に定める手数料を免除する。

(1) 災害による滅失又は毀損のため1年以内に建築する建築物等

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業又は国若しくは地方公共団体の行う道路若しくは河川の工事のため、新築し、増築し、改築し、又は移転しなければならない建築物等

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める建築物等

- 3 申請者が北本市長であるときは、この条例に定める手数料を免除する。

(過料)

第6条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、この条例の施行後においても、なお従前の例による。

(北本市手数料条例の一部改正)

- 3 北本市手数料条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（市長の命ずる建築主事及び建築副主事を含む。）」を削り、同項中第28号から第39号までを削り、第40号を第28号とし、第41号から第58号までを削り、第59号を第29号とし、第60号から第89号までを30号ずつ繰り上げ、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項第59号」を「第1項第29号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項中「第1項第60号及び第61号」を「第1項第30号及び第31号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第6項を第4項とし、第7項を第5項とする。

第3条第1項中「前条第1項第59号から第61号まで」を「前条第1項第29号から第31号まで」に改める。

第5条第4項から第7項までを削り、同条第8項中「第2条第1項第62号から第89号まで」を「第2条第1項第32号から第5

9号まで」に改め、同項を同条第4項とする。

別表第 1（第 2 条関係）

建築基準法関係手数料

事務の種類	手数料 の名称	手数料の金額
1 建築基準法 第 6 条第 1 項 の規定に基づ く建築物に関 する確認の申 請に対する審 査又は同法第 18 条第 2 項 に基づく建築 物に関する計 画の通知に対 する審査（次 項及び第 3 項 に規定する審 査を除く。）	建築物 に關す る確認 申請又 は計画 通知手 数料	1 床面積の合計が 30 平方メートル以内 のもの 8,000 円
		2 床面積の合計が 30 平方メートルを超 え 100 平方メートル以内のもの 20,000 円
		3 床面積の合計が 100 平方メートルを 超え 200 平方メートル以内のもの 34,000 円
		4 床面積の合計が 200 平方メートルを 超え 300 平方メートル以内のもの 36,000 円
		5 床面積の合計が 300 平方メートルを 超え 500 平方メートル以内のもの 39,000 円
		6 床面積の合計が 500 平方メートルを 超え 1,000 平方メートル以内のもの 58,000 円
		7 床面積の合計が 1,000 平方メー トルを超え 2,000 平方メートル以内の もの 78,000 円

		8 床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートルを超え 1 0, 0 0 0 平方メートル以内のもの 2 3 5, 0 0 0 円
		9 床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートルを超え 5 0, 0 0 0 平方メートル以内のもの 4 2 0, 0 0 0 円
		1 0 床面積の合計が 5 0, 0 0 0 平方メートルを超えるもの 7 7 7, 0 0 0 円
2 建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第 1 8 条第 2 項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（申請又は通知に係る計画に同法第 8 7 条の 4 の昇降機に係る部分が含まれる場合に限	昇降機を含む建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	1 昇降機を含む建築物を建築する場合（2 から 4 までに掲げる場合を除く。） 前項に定める額に、昇降機 1 基ごとに 1 4, 0 0 0 円（小荷物専用昇降機については、5, 0 0 0 円）を加算した額
		2 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画の変更をして建築物を建築する場合 前項に定める額に、計画の変更をする昇降機 1 基ごとに 7, 0 0 0 円（小荷物専用昇降機については、4, 0 0 0 円）を加算した額
		3 確認を受けた建築物のみの計画の変更をして建築物を建築する場合 前項に定める額
		4 確認を受けた昇降機のみ計画の変更をして建築物を建築する場合 計画の変更をする昇降機 1 基ごとに

る。)		7, 000円（小荷物専用昇降機については、4, 000円）
3 建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は同法第18条第2項に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（建築物省エネ法第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は建築物省エネ法第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為に限	建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に関する確認申請又は計画通知手数料	1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（2に掲げるものを除く。） 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに、第1項に定める額（昇降機を含む建築物の場合は、前項に定める額）に、次に定める額を合算して得た額 (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14, 000円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16, 000円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27, 000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの

る。)		43,000円 2 建築物省エネ法施行規則第2条第1項 第1号イ又はロに定める基準に適合する もの（建築物省エネ法第11条第2項及 び第12条第3項の規定に基づくものに 限る。） 申請に係る特定建築行為を行おうとす る一の建築物ごとに、第1項に定める額 （昇降機を含む建築物の場合は、前項に 定める額）に、次に定める額を合算して 得た額 (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次 に定める額 ア 床面積の合計が200平方メー トル未満のもの 7,000円 イ 床面積の合計が200平方メー トル以上のもの 8,000円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次 に定める額 ア 床面積の合計が300平方メー トル未満のもの 13,500円 イ 床面積の合計が300平方メー トル以上のもの 21,500円
4 建築基準法	建築設	1 昇降機を設置する場合（2に掲げる場

第 8 7 条の 4 において準用 する同法第 6 条第 1 項の規 定に基づく建 築設備に関す る確認の申請 又は同法第 8 7 条の 4 にお いて準用する 第 1 8 条第 2 項の規定に基 づく建築設備 に関する計画 の通知に対す る審査	備に関 する確 認申請 又は計 画通知 手数料	合を除く。) 1 基ごとに 1 4, 0 0 0 円（小荷物専 用昇降機については、5, 0 0 0 円） 2 確認を受けた昇降機の計画の変更をし て昇降機を設置する場合 1 基ごとに 7, 0 0 0 円（小荷物専用 昇降機については、4, 0 0 0 円）
5 建築基準法 第 8 8 条第 1 項において準 用する同法第 6 条第 1 項の 規定に基づく 工作物に関す る確認の申請 に対する審査 又は同法第 8 8 条第 1 項に おいて準用す る第 1 8 条第 2 項に基づく	工作物 に関す る確認 申請又 は計画 通知手 数料	1 工作物を築造する場合（2 に掲げる場 合を除く。） 一の工作物につき 1 2, 0 0 0 円 2 確認を受けた工作物の計画の変更をし て工作物を築造する場合 一の工作物につき 5, 0 0 0 円

工作物に関する計画の通知に対する審査		
6 建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査（次項及び第8項に規定する完了検査を除く。）	建築物に関する完了検査手数料	1 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 15,000円
		2 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 24,000円
		3 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 34,000円
		4 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 37,000円
		5 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 42,000円
		6 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 59,000円
		7 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 82,000円
		8 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

		208,000円
		9 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 331,000円
		10 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 666,000円
7 建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査（完了検査の申請又は通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）	昇降機を含む建築物に関する完了検査手数料	前項に定める額に、昇降機1基ごとに17,000円（小荷物専用昇降機については、10,000円）を合算して得た額
8 建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建	要確認特定建築行為又は要通知特	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに、第6項に定める額（昇降機を含む建築物の場合は、前項に定める額）に、次に定める額を合算して得た額 (1) 床面積の合計が30平方メートル以

建築物に関する完了検査（建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく特定建築行為の場合に限る。）	特定建築行為に係る建築物に関する完了検査手数料	内のもの 3,000円 (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 5,000円 (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 6,000円 (4) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 7,000円
9 建築基準法第87条の4において準用する第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築設備に関する完了検査	建築設備に関する完了検査手数料	昇降機1基ごとに17,000円（小荷物専用昇降機については、10,000円）
10 建築基準法第88条第1項において準用する第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく工作物に関する完了	工作物に関する完了検査手数料	一の工作物ごとに12,000円

検 査		
1 1 建築基準 法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号 若しくは第 2 号又は第 1 8 条第 3 8 項第 1 号若しくは 第 2 号（これ らの規定を同 法第 8 7 条の 4 又は第 8 8 条第 1 項若し くは第 2 項に おいて準用す る 場 合 を 含 む。）の規定 に基づく仮使 用の認定の申 請に対する審 査	検査済 証の交 付を受 ける前 におけ る建築 物等の 仮使用 認定申 請手数 料	1 2 0 , 0 0 0 円
1 2 建築基準 法第 4 2 条第 1 項第 5 号の 規定に基づく 道路の位置の 指定、変更又 は廃止の申請 に対する審査	道路の 位置の 指定、 変更又 は廃止 の申請 手数料	5 0 , 0 0 0 円

1 3 建築基準 法第 4 3 条第 2 項第 1 号の 規定に基づく 建築の認定の 申請に対する 審査	建築物 の敷地 と道路 との関 係の建 築認定 申請手 数料	2 7 , 0 0 0 円
1 4 建築基準 法第 8 5 条第 6 項の規定に 基づく仮設興 行場等の建築 の許可に対す る審査	仮設興 行場等 建築許 可申請 手数料	1 2 0 , 0 0 0 円
1 5 建築基準 法第 8 7 条の 3 第 6 項の規 定に基づく用 途を変更して 興行場等とす る建築物の使 用に係る許可 の申請に対す る審査	興行場 等によ る用途 の変更 建築物 の使用 許可申 請手数 料	1 2 0 , 0 0 0 円
1 6 建築基準 法第 8 6 条第 1 項の規定に 基づく一の敷	総合的 設計に よる一 団地の	1 建築物の数が 2 である場合 7 8 , 0 0 0 円
		2 建築物の数が 3 以上である場合 7 8 , 0 0 0 円に 2 を超える建築物の

地とみなすこと等による特例の認定の申請に対する審査	建築物の特例認定申請手数料	数に 28,000 円を乗じて得た額を合算して得た額
17 建築基準法第 86 条第 2 項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	1 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が 1 である場合 78,000 円
		2 建築物の数が 2 以上である場合 78,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を合算して得た額
18 建築基準法第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づく一の敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	1 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が 1 である場合 78,000 円
		2 建築物の数が 2 以上である場合 78,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を合算して得た額
19 建築基準法第 86 条の 5 第 1 項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による特例の認定の申請に対する審査	一の敷地とみなすこと等による特例の認定申請手数料	6,400 円に現に存する建築物の数に 12,000 円を乗じて得た額を合算して得た額

の敷地とみなすこと等による認定の取消しの申請に対する審査	よる認定の取消し申請手数料	
20 建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
21 建築基準法第86条の8第1項の規定	全体計画の認定申請	27,000円

定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査	手数料	
22 建築基準法第86条の8第3項（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査	全体計画の変更の認定申請手数料	27,000円
23 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定の申請に対する審査	用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定申請手数料	27,000円
24 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）	既存建築物の大規模修繕等	27,000円

第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項の 規定に基づく 既存建築物の 大規模修繕等 の認定の申請 に対する審査	に対す る敷地 と道路 との関 係の建 築制限 の緩和 に係る 認定申 請手 数料	
2 5 建築基準 法施行令第 1 3 7 条の 1 2 第 7 項の規定 に基づく既存 建築物の大規 模修繕等の認 定の申請に対 する審査	既存建 築物の 大規模 修繕等 に対す る道路 内にお ける建 築制限 の緩和 に係る 認定申 請手 数料	2 7 , 0 0 0 円
2 6 建築基準 法第 1 2 条第 8 項に規定す る台帳の記載 事項を証する	建築台 帳記載 事項証 明書交 付手 数	1 通につき 4 0 0 円

書面の交付	料	
27 建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定に係る図面の写しの交付	道路の位置の指定に係る図面の写しの交付手数料	1 通につき 4 0 0 円
28 建築基準法第93条の2に規定する建築計画概要書等の写しの交付	建築計画概要書等の写しの交付手数料	1 通につき 4 0 0 円

備考

- 1 この表において床面積の合計とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める面積の合計をいう。
 - (1) 建築物を建築する場合（(2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
 - (3) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（(4)に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1
 - (4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

2 この表第8項の床面積の合計を算定する場合には、同表備考1に定めるもののほか、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する床面積の合計から次に掲げる建築物の部分の床面積の合計を減じるものとする。

- (1) 工場における生産エリア
- (2) 倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室
- (3) データセンターにおける電算機室
- (4) 大学、研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室
- (5) 算定対象としない建築物の部分に附属して設置される昇降機

別表第 2（第 2 条関係）

長期優良住宅法関係手数料

事務の種類	手数料 の名称	手数料の金額
1 長期優良住宅法第 5 条第 1 項から第 7 項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査（第 3 項に規定する審査を除く。）	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「品確法」という。）第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書若しくは同条第 4 項に規定する住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合しているものに限る。以下この表において同じ。）又はこれらの写しが提出された場合に次に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 新築の場合 8, 000 円 イ 増築又は改築の場合 13, 000 円 ウ 建築を伴わない場合 13, 000 円 (2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 新築の場合

		17,000円 イ 増築又は改築の場合 25,000円 ウ 建築を伴わない場合 25,000円
		2 1に掲げる以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 新築の場合 57,000円 イ 増築又は改築の場合 85,000円 ウ 建築を伴わない場合 85,000円 (2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 新築の場合 127,000円 イ 増築又は改築の場合 194,000円 ウ 建築を伴わない場合 194,000円
2 長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づ	長期優良住宅建築等計画等	前項に定める額に2分の1を乗じて得た額

く長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査（第4項に規定する審査を除く。）	変更認定申請手数料	
3 長期優良住宅法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請（長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	1 品確法第6条の2第3項に規定する確認書若しくは同条第4項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された長期優良住宅建築等計画の場合 第1項手数料の金額の欄1に掲げる住宅の区分に応じてそれぞれ定める額に、(1)に定める額を加算し、(2)から(5)までに掲げる場合に該当する場合は、それぞれ当該(2)から(5)にまで定める額を更に合算して得た額 (1) 別表第1第1項に定める額 (2) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる建築物の場合 別表第1第2項手数料の金額の欄1、2及び4に定める額（加算する部分に限る。） (3) 建築物省エネ法第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は建築物省エネ法第12条第

2 項ただし書（同条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合

一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為として、建築物省エネ法施行規則第 2 条第 1 項第 1 号イ又はロに定める基準に適合するもの

別表第 1 第 3 項手数料の金額の欄 1
(1)及び(2)に定める額

イ 建築物省エネ法第 11 条第 2 項及び第 12 条第 3 項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして建築物の建築をする場合

別表第 1 第 3 項手数料の金額の欄 2
(1)及び(2)に定める額

(4) 建築基準法第 6 条の 3 第 1 項又は第 18 条第 5 項に規定する構造計算適合性判定を併せて申し出る一の建築物ごとに構造計算が同法第 20 条第 1 項第 2 号イ又は第 3 号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われたものの以外の場合

174,600 円

(5) 建築基準法第 6 条の 3 第 1 項又は第 18 条第 5 項に規定する構造計算適合性判定を併せて申し出る一の建築物ごとに構造計算が同法第 20 条第 1 項第 2 号イ又

		は第 3 号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われたものの場合 120,700 円
		2 1 に掲げる場合以外の長期優良住宅建築等計画の場合 第 1 項手数料の金額の欄 2 の住宅の区分に応じてそれぞれ定める額に、1 の(1)から(5)までに定めるところにより算定した額を加算した額
4 長期優良住宅法第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同条第 2 項において準用する第 6 条第 2 項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	1 品確法第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書若しくは同条第 4 項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された長期優良住宅建築等計画の場合 第 1 項手数料の金額の欄 1 の住宅の区分に応じてそれぞれ定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額に、前項手数料の金額の欄 1 の(1)から(5)までに定めるところにより算定した額を加算した額 2 1 に掲げる場合以外の長期優良住宅建築等計画の場合 第 1 項手数料の金額の欄 2 の住宅の区分に応じてそれぞれ定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額に、前項手数料の金額の欄 1 の(1)から(5)までに定めるところにより算定した額を加算した額
5 長期優良住宅法第 9	譲受人を決定	2,200 円

条第1項及び第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	した場合の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	
6 長期優良住宅法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	認定計画実施者の地位の承継の承認申請手数料	2,200円

別表第 3（第 2 条関係）

低炭素化促進法関係事務手数料

事務の種類	手数料 の名称	手数料の金額
1 低炭素化促進法第 5 3 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1 低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（品確法第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物省エネ法第 1 5 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限る。以下同じ。）が提出された場合 一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額 (1) 一戸建ての住宅 5, 0 0 0 円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 1 1, 0 0 0 円 イ 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上のもの 2 3, 0 0 0 円 (3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル

		未満のもの	11,000円
		イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	19,000円
2	1	1 以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「建築物省エネ省令」という。）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものの建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額	
	(1)	一戸建ての住宅	
		次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額	
		ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,000円
		イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,000円
	(2)	住宅用途を含む建築物の住宅部分	
		次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額	
		ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	80,000円
		イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	135,000円

3 1 以外の場合で、建築物省エネ省令第 10 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額

(1) 一戸建ての住宅

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの

20,000 円

イ 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの

22,000 円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの

38,000 円

イ 床面積の合計が 300 平方メートル以上のもの

66,000 円

4 1 以外の場合で、建築物省エネ省令第 10 条第 2 号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額

(1) 一戸建ての住宅

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に

		定める額 ア 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの 2 9 , 0 0 0 円 イ 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの 3 3 , 0 0 0 円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 5 9 , 0 0 0 円 イ 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上のもの 1 0 0 , 0 0 0 円
5	1 以外の場合で、建築物省エネ省令第 1 0 条第 1 号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額 (1) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 2 6 7 , 0 0 0 円 (2) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上のもの 3 3 4 , 0 0 0 円
6	1 以外の場合で、建築物省エネ省令第 1 0 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適	

		合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額 (1) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 1 0 2 , 0 0 0 円 (2) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上のもの 1 3 0 , 0 0 0 円
2 低炭素化促進法第 5 3 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（低炭素化促進法第 5 4 条第 2 項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	一の建築物ごとに、前項にそれぞれ規定する額に、別表第 2 第 3 項手数料の金額の欄 1 の(1)から(5)までに定めるところにより算定した額を加算した額
3 低炭素化促進法第 5 5 条第 1 項の規定に基づく	低炭素建築物新築等計画変	一の建築物ごとに、第 1 項にそれぞれ定める額に、その額に 2 分の 1 を乗じて得た額を合算して得た額

づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	更 認 定 申 請 手 数 料	
4 低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する低炭素化促進法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建 築 基 準 関 係 規 定 適 合 の 審 査 の 申 出 を 伴 う 低 炭 素 建 築 物 新 築 等 計 画 変 更 認 定 申 請 手 数 料	一の建築物ごとに、第1項に規定する額に2分の1を乗じて得た額に、別表第2第3項手数料の金額の欄1の(1)から(5)までに定めるところにより算定した額を加算した額

別表第 4（第 2 条関係）

建築物省エネ法関係手数料

事務の種類	手数料の 名称	手数料の金額
1 建築物省エネ法第 1 条第 1 項又は第 1 2 条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	1 建築物省エネ法第 2 9 条第 3 項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が第 3 0 条第 1 項の認定又は第 3 1 条第 1 項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに、次に掲げる額を合算して得た額 (1) 一戸建ての住宅 5, 0 0 0 円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 1 1, 0 0 0 円 イ 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上のもの 2 3, 0 0 0 円 (3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの

		11,000円
	イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	
		19,000円
2	1以外の場合で建築物省エネ省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに、次に掲げる額を合算して得た額 (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	40,000円 44,000円 80,000円
3	1以外の場合で、建築物省エネ省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準	135,000円

に適合するもの

申請に係る特定建築行為を行おうとする
一の建築物ごとに、次に掲げる額を合算し
て得た額

(1) 一戸建ての住宅

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に
定める額

ア 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル
未満のもの

2 0 , 0 0 0 円

イ 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル
以上のもの

2 2 , 0 0 0 円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に
定める額

ア 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル
未満のもの

3 8 , 0 0 0 円

イ 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル
以上のもの

6 6 , 0 0 0 円

4 1 以外の場合で、建築物省エネ省令第 1
0 条第 2 号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及び
ロ(1)に定める基準に適合するもの

申請に係る特定建築行為を行おうとする
一の建築物ごとに、次に掲げる額を合算し
て得た額

(1) 一戸建ての住宅

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に

		定める額
	ア	床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの
		2 9 , 0 0 0 円
	イ	床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの
		3 3 , 0 0 0 円
	(2)	住宅用途を含む建築物の住宅部分
		次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
	ア	床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの
		5 9 , 0 0 0 円
	イ	床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上のもの
		1 0 0 , 0 0 0 円
5	1 以外の場合で、建築物省エネ省令第 1 条第 1 項第 1 号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	
	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額	
	(1)	床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの
		2 6 7 , 0 0 0 円
	(2)	床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上のもの
		3 3 4 , 0 0 0 円
6	1 以外の場合で、建築物省エネ省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準に適合する	

		非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 1 0 2 , 0 0 0 円 (2) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上のもの 1 3 0 , 0 0 0 円
2 建築物省エネ法第 1 1 条第 2 項又は第 1 2 条第 3 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに、前項に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額を合算して得た額
3 建築物省エネ法第 2 9 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1 建築物省エネ法第 3 0 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 一の建築物ごとに、次に掲げる額を合算して得た額 (1) 一戸建ての住宅 5 , 0 0 0 円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(次項に規定する審査を除く。)		ア 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 1 1, 0 0 0 円 イ 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上のもの 2 3, 0 0 0 円 (3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 1 1, 0 0 0 円 イ 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上のもの 1 9, 0 0 0 円
		2 1 以外の場合で、建築物省エネ省令第 1 0 条第 2 号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの 一の建築物ごとに、次に掲げる額を合算して得た額 (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの 4 0, 0 0 0 円 イ 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの 4 4, 0 0 0 円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの

8 0 , 0 0 0 円

イ 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上のもの

1 3 5 , 0 0 0 円

3 1 以外の場合で、建築物省エネ省令第 1 0 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

一の建築物ごとに、次に掲げる額を合算して得た額

(1) 一戸建ての住宅

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの

2 0 , 0 0 0 円

イ 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの

2 2 , 0 0 0 円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの

3 8 , 0 0 0 円

イ 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上のもの

		66,000円
4	1 以外の場合で、建築物省エネ省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの 一の建築物ごとに、次に掲げる額を合算して得た額 (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 100,000円	
5	1 以外の場合で、建築物省エネ省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 一の建築物ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額	

		(1) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 2 6 7, 0 0 0 円 (2) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上のもの 3 3 4, 0 0 0 円
		6 1 以外の場合で、建築物省エネ省令第 1 0 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 一の建築物ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 1 0 2, 0 0 0 円 (2) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上のもの 1 3 0, 0 0 0 円
4 建築物省エネ法第 3 1 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（第 6 項に規定	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	一の建築物ごとに、前項に定める額に、その額に 2 分の 1 を乗じて得た額を合算して得た額。ただし、新たに追加される建築物については、前項に規定する手数料の金額の欄に定める額とする。

する審査を 除く。)		
5 建築物省 エネ法第2 9条第1項 の規定に基 づく建築物 エネルギー 消費性能向 上計画の認 定の申請 (建築物省 エネ法第3 0条第2項 の規定によ る申出を伴 う申請に限 る。) に対 する審査	建築基準 関係規定 適合の審 査の申出 を伴う建 築物エネ ルギー消 費性能向 上計画認 定申請手 数料	第3項に規定する合算して得た額に、別表 第2第3項手数料の金額の欄1の(1)から(5)ま でに定めるところにより算定した額を加算し た額
6 建築物省 エネ法第3 1条第1項 の規定に基 づく建築物 エネルギー 消費性能向 上計画の変 更の認定の 申請(同条 第2項にお	建築基準 関係規定 適合の審 査の申出 を伴う建 築物エネ ルギー消 費性能向 上計画変 更認定申 請手数料	第3項に規定する合算して得た額に2分の 1を乗じて得た額に、別表第2第3項手数料 の金額の欄1の(1)から(5)までに定めるところ により算定した額を加算した額

いて準用する第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。)に対する審査		
7 建築物省エネ法施行規則第13条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料	1 建築物省エネ法第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項の認定又は第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに、次に掲げる額を合算して得た額 (1) 一戸建ての住宅 2, 500円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5, 500円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 11, 500円 (3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの

5, 5 0 0 円

イ 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上のもの

9, 5 0 0 円

2 1 以外の場合で、建築物省エネ省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに、次に掲げる額を合算して得た額

(1) 一戸建ての住宅

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの

2 0, 0 0 0 円

イ 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの

2 2, 0 0 0 円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの

4 0, 0 0 0 円

イ 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル

		以上のもの 67,500円
3	1以外の場合で、建築物省エネ省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに、次に掲げる額を合算して得た額 (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 33,000円	
4	1以外の場合で、建築物省エネ省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は、同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの	

申請に係る特定建築行為を行おうとする
一の建築物ごとに、次に掲げる額を合算し
て得た額

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応
じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が 200 平方メートル
未満のもの

14,500 円

イ 床面積の合計が 200 平方メートル
以上のもの

16,500 円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に
定める額

ア 床面積の合計が 300 平方メートル
未満のもの

29,500 円

イ 床面積の合計が 300 平方メートル
以上のもの

50,000 円

5 1 以外の場合で、建築物省エネ省令第 1
条第 1 項第 1 号イに定める基準に適合する
非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

申請に係る特定建築行為を行おうとする
一の建築物ごとに、次に掲げる区分に応
じ、それぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が 300 平方メートル未
満のもの

133,500 円

(2) 床面積の合計が 300 平方メートル以

		上のもの 1 6 7, 0 0 0 円
	6	1 以外の場合で、建築物省エネ省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 5 1, 0 0 0 円 (2) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上のもの 6 5, 0 0 0 円

備考

- この表第 1 項手数料の金額の欄 1 (2)、同欄 2 (2)及び同欄 4 (2)並びに第 7 項手数料の金額の欄 1 (2)、同欄 2 (2)及び同欄 4 (2)における住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計については、建築物省エネ省令第 1 3 条第 3 項第 2 号の規定により誘導設計一次エネルギー消費量を算出した建築物の場合には、共用部分の床面積を除して算定するものとする。
- この表第 3 項手数料の金額の欄 1 (2)、同欄 2 (2)及び同欄 4 (2)における住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計については、建築物省エネ省令第 4 条第 3 項第 2 号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物の場合には、共用部分の床面積を除して算定するものとする。